

清泉女子大学キリスト教文化研究所年報 第22巻 平成26年  
Journal of the Research Institute for Christian Culture, Seisen University, Vol.22, 2014

# 脱原発とキリスト教<sup>1)</sup>

久保文彦

## Nuclear Power Phaseout and Christianity

Fumihiko KUBO

After the Fukushima Daiichi Nuclear Plant disaster, Christian churches and organizations in Japan issued public statements calling for nuclear power phaseout. For example, the Catholic Bishops' Conference of Japan announced the message "Abolish Nuclear Plants Immediately" (Nov. 8, 2011).

In this paper we discuss ethical dimensions of these churches' statements against nuclear power from the aspects of Christian ethics: responsibility for life, justice, and peace. Not only for the Christians but also for the non-Christian members of the civil society in the atomic age, these aspects explain the necessity of the nuclear power phaseout and energy shift.

### 要 旨

福島第一原発の事故後に、日本のキリスト教会各派・諸団体は、原発廃止を訴える声明文を公表した。一例を挙げると、カトリック教会は司教団メッセージ「いますぐ原発の廃止を 福島第一原発事故という悲劇的な災害を前にして」(2011年11月8日)を通じて原発の即時廃止を呼びかけた。

原発問題は、エネルギー政策上の問題にとどまらず、原子力を利用する人間の生き方の善悪(倫理)の次元に関わる。本稿は、教会の声明文の倫理的次元に注目し、教会が原発廃止を訴える理由を、「いのちに対する責任」「正義」「平和」という三つの視点から考察する。これら三つの視点は、キリスト教の伝統に根ざす倫理的原則であると同時に、市民社会の公共的

価値に関わり、脱原発とエネルギー転換の必要性を議論する上で欠くことができない。

### はじめに

東北地方太平洋沖地震（2011年3月11日）による福島第一原発事故を受けて、日本のキリスト教会各派・諸団体は、原発廃止を訴える声明文を公表した<sup>2)</sup>。原子力技術やエネルギー政策の専門家ではない教会が原発廃止を訴える理由は、主に二つある。

一つには、巨大なリスクを抱える原発を今後も利用するか否かの判断が、エネルギー政策上の問題にとどまらず、人間の生き方の善悪（倫理）の次元に関わるからである<sup>3)</sup>。原発の利用に関わる倫理的原則を考える責任は、原発の電気を使う市民全員にある。市民社会の一員として、教会は原発問題について発言する責任を負っている。

もう一つには、広島、長崎、第五福竜丸、東海村JCO臨界事故に続く第五の核害を経験することで、自らが信じる倫理的価値と「原子力＝核エネルギー」に依存した生活様式が両立しえないことを、日本の教会は遅ればせながら自覚したからである。

日本の原発事故後に国内全原発の段階的停止を国会決議したドイツでは、メルケル首相が招集した「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」が原子力のリスクを倫理的観点から評価し、脱原発の必要性を報告した。注目すべきは、委員十七名のうち、三名が教会指導者だったことである<sup>4)</sup>。ヨーロッパでは、市民社会の公共的価値を議論する際に、今なおキリスト教倫理が参照軸の役割を果たしている<sup>5)</sup>。

日本の教会は社会の少数派集団であり、モラルリーダーの役割をドイツの教会ほど期待されてはいない。しかし、スリーマイル島、チェルノブイリに続く福島での原発事故は、別の施設で再発する危険を示唆しており、原子力＝核エネルギーを解放した現代文明と人間のあり方に根本的反省を迫っている。人類史的災禍を経験した日本の教会は、核文明と人間の関わりをめぐる議論を喚起する役割を放棄できない。

教会各派の声明文の内容を検討すると、教会は複数の視点から原発廃止を訴えている。本稿は「いのちに対する責任」「正義」「平和」という三つの視点に着目したい。聖書・キリスト教の伝統に根ざすこれらの視点は、

市民社会の公共的価値にも関わり、原発廃止運動を地道に続けてきた人々からも重視されてきたからである<sup>6)</sup>。以下では、各視点に即して教会が原発廃止を求める理由を考察する。

## 一 いのちに対する責任

「しかし、なによりまず、わたしたち人間には神の被造物であるすべてのいのち、自然を守り、子孫により安全で安心できる環境をわたす責任があります。」(カトリック司教団メッセージ「いますぐ原発の廃止を」)

第一の視点は、バイオテクノロジーなど先端科学技術のリスクを議論する際にも重視されてきた。ドイツの倫理委員会報告書も、原子力のリスクを倫理的観点から評価する際の基本原則に「責任」と「持続可能性」を挙げる。意味内容において関連するこれらの原則は、子孫のいのちへの配慮と責任を伴う生活様式、すなわち「世代間倫理」を自然保護の基盤に据えるエコロジー・環境思想の領域で大切にされてきた<sup>7)</sup>。

あらゆるいのちに対する人間の責任は、キリスト教的人間観の基本を記した旧約聖書・創世記一章で、次のように述べられている。

創世記 1:26 神は言われた。「我々にかたどり、我々に似せて、人を造ろう。そして海の魚、空の鳥、家畜、地の獣、地を這うものすべてを支配させよう。」27 神は御自分にかたどって人を創造された。神にかたどって創造された。男と女に創造された。28 神は彼らを祝福して言われた。「産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ。海の魚、空の鳥、地の上を這う生き物をすべて支配せよ。」<sup>8)</sup>

神の「かたどり (ツェレム)」、神の「似姿 (デムート)」という古代オリエント世界では王権と結合したイメージを人間一般に使うことで、このテキストを書いた古代イスラエルの知識人は、他の生物に対する人間の支配権を強調する (26・28節)。「支配する (ラーダー)」という動詞の語感から、創世記の物語は現代文明における自然環境破壊の歴史的根源と受け取られることもあった<sup>9)</sup>。だが、現在の研究者は、この支配は人間の勝手

気ままな自然支配や暴力的搾取ではなく、被造物の世界の「秩序維持・管理」を表すと考える<sup>10)</sup>。

このニュアンスをより明確に表すのは、別の伝承（ヤハウエ資料）に由来する創世記二章の物語である。

創世記 2:15 主なる神は人を連れて来て、エデンの園に住ませ、人がそこを耕し、守るようにされた。

新共同訳が「耕す」と訳した動詞アーバドは「仕える」とも訳せる<sup>11)</sup>。その名詞形は「エベド（仕える者・僕）」である。人間の使命は、いわば神の僕、神の執事となり、神が創造した大地に「仕える」こと、大地を「守る」ことにある。

以上のように、創世記の天地創造物語では、神から特別な尊厳を与えられ、大地の秩序を守る使命を託された人間の役割が語られている。これは一つの人間観の宣言である。すなわち、神が創造した天地万物（自然界）の美しくよき秩序（創一 31）を壊さず、あらゆるいのちが健やかに育つ条件を整え、いのちを守る責任は人間にある。人間がその責任を放棄し、自らの欲望が告げるままに生き、自然環境を破壊するなら、いのちが健やかに育つ条件が失われる。その場合には、他の生物のみならず、自然界の一部である人間自身が傷つき苦しむことになる。

旧約聖書の預言書には自然環境破壊への警告がある。前八世紀の北王国イスラエルで活動したホセアは、国家指導者の生き方の歪みに社会混乱と自然環境破壊の原因を見た。

ホセア 4:1 主の言葉を聞け、イスラエルの人々よ。主はこの国の住民を告発される。この国には、誠実さも慈しみも／神を知ることもないからだ。2 呪い、欺き、人殺し、盗み、／姦淫がはびこり／流血に流血が続いている。3 それゆえ、この地は渇き／そこに住む者は皆、衰え果て／野の獣も空の鳥も海の魚までも一掃される。

前七世紀末から六世紀の初めに南王国ユダで活動し、国家滅亡を経験したエレミヤも、人間の悪によって大地が呪われるという時代状況を認識し

た。

エレミヤ 12:4 いつまで、この地は乾き／野の青草もすべて枯れたままなのか。そこに住む者らの悪が／鳥や獣を絶やしてしまった。まことに、彼らは言う。「神は我々の行く末を見てはおられない」と。

エレミヤ 23:10 姦淫する者がこの国に満ちている。国土は呪われて喪に服し／荒れ野の牧場も干上がる。彼らは悪の道を走り／不正にその力を使う。

預言書の伝承よりも後代（前六世紀のバビロン捕囚時代）に記されたと想定される創世記一章の物語は、自然と人間の関係に対する批判的思考力を備えた古代イスラエルの知識人が、古代文明に兆しつつあった自然環境破壊の原因を問い<sup>12)</sup>、人間の責任を強調したテキストとしても読める。いのちと自然の一体性と大地に仕える人間の責任を強調する点で、聖書の自然観・人間観は、創造神を持ち出すことはしないが責任と持続可能性の倫理を説く現代のエコロジー・環境思想とつながっている。

教会が原発廃止を訴える第一の理由は、いのちに対する責任の原則と巨大なリスクを抱えた原発の利用が両立しえないことにある。壊れた原発が大量の放射性物質を環境中に放出する過酷事故の危険は、以前から予見されていた。例えば、石橋克彦氏（地震学者）は、大地震による原発事故で地震・津波の被害が更に深刻化する「原発震災」の危険を警告した<sup>13)</sup>。吉井英勝・衆議院議員は、大地震・大津波による原発の全電源喪失とこれに起因する炉心融解の危険を国会で繰り返し指摘した<sup>14)</sup>。ところが、原発推進側の識者は安全対策を過信し、過酷事故の発生確率は無視できるほど低いと結論した<sup>15)</sup>。政府は過酷事故対策を法律で規定せず、対策を電力会社に丸投げし、営利を優先する電力会社は対策を怠った<sup>16)</sup>。

原発推進側の識者の誤りは、原発事故の「残余のリスク」<sup>17)</sup>の過小評価にあった。ドイツの倫理委員会報告書も指摘する通り、原発の残余のリスクは他の技術のリスクとは根本的に異なる。自動車・航空機の事故なら、大規模なものでも被害は一定の地域・時間・人間集団の範囲に収まり、被害の補償には保険制度をあてられよう。だが、原発の重大事故では、被害の範囲・事故収束までの時間は規定できず、保険制度も機能しない。福島第

一原発事故ではチェルノブイリを超える「最悪シナリオ」が想定された<sup>18)</sup>。核害がさらに広い地域に及び、何千万人もの住民が棄郷を強いられ、日本の社会組織の多くが存続不能に陥る危険もありえたことは、忘れ去られてはならない。

日本列島は地震・津波・火山活動を伴う約五億年間に及ぶプレート運動によって形成された。海洋プレートの沈み込みに起因する巨大地震は、過去三百万年に何千回も発生したという<sup>19)</sup>。自然史的スケールで見ると、日本の風土は巨大地震を伴う大地変動の所産であり、日本人はこの土地にいつとき借り住まいしているに過ぎない。どれほど入念な安全対策にも限界がある以上、日本列島は地球上で原発設置に最も不適当な土地である。大事故の発生確率が低くとも、人間の生存基盤である土地と自然環境を失うリスクが存在することを知りつつ原発を稼働させることは無責任の極みである。

原発のリスクは、原子炉過酷事故に限られない。「安全運転」の状態が維持されても施設から放射性物質を含む希ガス・汚染水が漏れ、周辺住民を被曝させる危険が指摘されている。東海村 JCO 臨界事故が示すように、核物質が存在する場所ではどこでも大事故が起こりうる。再処理工場の大事故、使用済み核燃料の輸送事故、原子力潜水艦・空母の事故などは、特に懸念される。

また、原発を稼働させる限り、放射性物質を含むために安全管理が難しく、捨て場が見つからない放射性廃棄物（核のごみ）が増え続ける。通常のごみとは異なり、核のごみは無害化まで数十万～百万年単位の時間を必要とする。これを安全に保管する十分な方法も最終処分地も見いだせぬまま、問題解決を先送りし、人類は原発を稼働してきた。「原発安全神話」が崩壊した現在、既存の原発の安全性を確保するための新ルールが議論されている。しかし、過酷事故を起こさなくても、核のごみを造り出す原発は安全とは言い難い。

原発を今後も使い続けることは、土地と自然環境を核害で傷つける大事故のリスクを取って取る愚かさとして、核のごみの管理を子孫に押しつける無責任の上に成り立つ。原発維持の選択はいのちに対する責任の放棄であり、キリスト教の視点からすると神に対する背信（罪）と言うほかはない。

## 二 正義

「一部の（それが多数であっても）人びとの豊かさや便利で快適な生活を生み出すために他の人びとが犠牲にされたり、生活や自然が搾取されることはあってはならないのです。」（日本福音ルーテル教会「一刻も早く原発を止めて、新しい生き方を！」）

第二の視点は、原発がいのちの差別の上に成り立つ施設であり、正義と公正の原則に反することに関わる。原発の差別性については、既に多くの識者が指摘している<sup>20)</sup>。主要な論点は二点にまとめられよう。

第一には、原発労働者に対する差別である。施設の維持管理のために、原発は高線量の放射性物質で汚れた区域で働く作業員を数多く必要とする。日本ではこれまで五十万人近い労働者が、原発での危険な作業に従事してきた。ひとたび原発が過酷事故を起こせば、事故収束のための「決死隊」や、大勢の作業員が必要になってしまう。チェルノブイリ原発では現在まで五十万人が収束作業に関わり、福島第一の事故現場では一日三千人が働いている<sup>21)</sup>。福島第一の事故収束作業は、最低でも三～四十年先まで続く見通しである。「被曝労働」による健康被害も深刻で、政府が公表した疫学的調査でも、原発労働者の癌死発生率は一般国民に比べて有意に高いことが報告されている<sup>22)</sup>。

こうした被曝を伴う作業に従事するのは、電力会社の正社員ではなく、下請け会社の社員や臨時雇用の労働者である。2009年度の統計によると、原発で働いた人数は、電力会社社員が延べ約九千人、下請け企業の社員が約七万四千人。平均被曝線量を比べると、電力会社社員の〇・三ミリシーベルトに対し、下請け社員は一・一ミリシーベルトで、被曝総量の九九%以上を下請け社員が浴びている<sup>23)</sup>。下請け構造は何重にもわたるため、原発労働者は賃金の中間搾取に遭うだけでなく、杜撰な放射線管理のもとで意に沿わぬ被曝労働を強いられることもある<sup>24)</sup>。

労働者の人権を無視し、人間を使い捨てる仕事の上に原発事業は営まれてきた。それゆえ、原発の電気を使う者は、いのちを差別する社会体制に否応なく巻き込まれることになる。この点に関して、筆者は預言者アモスのことばを想起する。古代イスラエルで社会層が分化し、貧富の格差が広

がった紀元前八世紀に活動したアモスは、貧しい同胞のいのちの犠牲を顧みず祭儀を行う政治指導者を批判した。

アモス 2:6 主はこう言われる。イスラエルの三つの罪、四つの罪のゆえに／わたしは決して赦さない。彼らが正しい者を金で／貧しい者を靴一足の値で売ったからだ。7 彼らは弱い者の頭を地の塵に踏みつけ／悩む者の道を曲げている。父も子も同じ女のもとに通い／わたしの聖なる名を汚している。8 祭壇のあるところではどこでも／その傍らに質にとった衣を広げ／科料として取り立てたぶどう酒を／神殿の中で飲んでいる。

不正義の上に成り立つ祭儀の無意味さを批判するアモスの発言は、現代の視点から読み直すなら、犠牲者を生む原発の電気を使いながら典礼を行い、聖書を読むキリスト教徒にも向けられていよう。

第二には、原発が建つ地域の住民に対する差別がある。日本の原発は大都市圏から離れた海岸沿いの低人口で貧しい農漁村に造られた。都市部に建てられた原発が重大事故を起こしたら、人口過密地帯から避難できない大勢の住民は被曝するほかになく、補償金も莫大な金額にのぼると知った政府が、過疎地に原発を造る方針を定めたからである（原子炉立地審査指針、1964年）<sup>25)</sup>。

「危険の負担の公平」という倫理の原則に照らすなら、原発立地地域（過疎地）と電力消費地（都会）は対等な関係にはない。福島第一原発事故の深刻な被害は、電力消費地の首都圏ではなく、原発周辺地域を襲った。周辺地域の第一次産業は深い傷を受け、汚染が酷い土地では農業・牧畜業が不可能になったが、首都圏の産業は無事に保たれた。原発周辺地域では約十六万人の住民が強制避難によって「難民」となり、避難できない大勢の住民は汚染した土地に不安とストレスを抱えながら住むことを強いられた。こうした事態は当初から予期できたので、原発は大都市圏には建てられなかったのである。原発事故は事故前には見えにくかった原発の差別性と、貧しい過疎地に金の力で危険を押しつける都市住民の集団エゴイズムを可視化したと言えよう。

原発を容認する社会は、権力・金をもつ人々が一部の人々に犠牲を強いる社会であり、あらゆる人間のいのちが肯定される社会ではない。こうし



た社会体制は、近代日本における産業文明の発展を背景とすることに注意したい。明治期から第二次世界大戦敗戦までの日本は、政府が富国強兵政策を推し進めて朝鮮半島と中国大陸に植民地を建設し、東アジアで獲得した権益を守るために戦争を繰り返した。第二次世界大戦敗戦後の日本は、東西冷戦体制下の西側覇権国アメリカの属国となり、その庇護のもとで産業工業化による高度経済成長を享受した。この時代に都市部に人口が集中すると、地方は都市部への労働力・食糧・エネルギーの供給地となり、戦前から首都圏の「エネルギー植民地」であった福島県には東京電力の原発十基が建設されることになった。

戦前・戦後にわたる産業文明の発展を支えたのは、生産力至上主義、経済成長至上主義というべき信念である。こうした物質崇拜的な信念は、近代日本社会に空前の物質的繁栄をもたらしたが、その代償として戦争や自然環境破壊を引き起こし、数多くの犠牲者を生む原因となった。足尾銅山鉍毒事件、水俣病事件といった公害事件には、人間のいのちよりも物質生産を優先する思考に囚われ、犠牲者を生むことを厭わない近代日本人の生き方の歪みが現れている。

産業文明の暗部である自然環境破壊、人命の犠牲に対しては、田中正造のように異議を唱えた人もいた（「真の文明は山を荒さず、川を荒さず、村を破らず、人を殺さざるべし」<sup>26)</sup>）。だが、彼らの預言者的警告や公害事件の教訓は十分に生かされず、日本人の多数派は物質崇拜的な生き方を改められなかった。事件は国家体制の中心ではなく周縁で起きたことであり、大勢には悪影響が及ばないと考えられたのである。福島第一原発事故は、経済成長を史上価値とみなし、地方を都市部に従属させる戦後の国家体制と、この体制の底にある犠牲を容認する物質崇拜的な生き方の帰結でもある。

聖書は、生産力信仰と物質崇拜を人間性の危機と理解する。ユダヤ・キリスト教の精神性を規定するヤハウィズムは、古代オリエント・カナン文明を規定する物質崇拜がもたらす人間性の疎外を自覚した人々が、これに対抗する理念として練り上げたものであった。偽の神（偶像）と真の神（人間を真に生かす力）を批判的に識別すること、暴力を否定すること、正義と公正を追求し、いのち・人権を守ることがヤハウィズムの精神性の核心である。この精神性を継承することに、ユダヤ・キリスト教の存在意義が

ある。

エリヤやアモスに代表される古代イスラエルの預言者、彼らの精神性を継承するイエスは物質崇拝的な生き方に抵抗した人々であった。「人はパンだけで生きるものではない、神の口から出る一つ一つの言葉で生きる」(マタ四4)と語ったイエスを想起するなら、人間の生存を守る倫理を、産業文明と現代科学技術文明の文脈において構想する責任が、事故当事国である日本の教会にはあるだろう。

日本のカトリック司教団は、日本の伝統宗教とキリスト教に共通する清貧の精神の回復を呼びかけた。物質崇拝的な生き方に対する警告としては、発言の方向性は正しい。呼びかけを単なる掛け声に終わらせず、思想的に深め、具体的実践に結びつけることが急務である。

### 三 平和

「また、原子力発電所から生み出される大量のプルトニウムは、直ちに核兵器の原料となりうるもので、原子力の平和利用と軍事目的とは表裏一体の関係にあります。」(日本聖公会「原発のない世界を求めて」)

第三の視点は、平和に関わる。原発の利用が平和・反戦の原則と両立しないことを理解するには、説明が必要であろう。なぜなら、日本の原子力開発は「原子力の平和利用」の理念の下に進められ、核開発を目的とする軍事利用は禁じられてきたからである<sup>27)</sup>。軍事利用には「核」、平和利用には「原子力」という用語が使い分けられ、国会が「非核三原則」を決議し(1971年)<sup>28)</sup>、核兵器非保有国に核兵器の製造・所持を禁じる「核拡散防止条約(NPT)」を批准したこともあり(1976年)、日本の原発は純然たる発電施設であり、核開発とは無関係という見解が広く行き渡ってきた。戦後日本の反核運動の歴史でも、核兵器に反対しながら、原発は容認する立場を取る運動家も多かった<sup>29)</sup>。

ここでは原子力開発の歴史を思い起こすことが大切である。そもそも「原子炉」(nuclear reactor)は発電ではなく、濃縮したウラン235を核分裂させ、原爆材料のプルトニウムを造る目的で開発されたのだった<sup>30)</sup>。核分裂性ウランの濃縮技術、核燃料からプルトニウムを分離する再処理技

術と共に、原子炉—正確に訳すと「核分裂反応装置」—は核開発技術の体系に組み込まれた軍事技術である。

故・高木仁三郎氏は、原子力技術の本質的な問題点を、生命存続の基盤である「原子の安定性」が壊れて、熱と放射線を長期間放出し続ける死の灰という「消せない火」が生まれることに見た<sup>31)</sup>。あらゆる生命体に有害な死の灰＝消せない火を生み出すような技術は、通常感覚であれば倫理的に容認できない。それにも関わらず、原子力技術の開発にブレーキが掛からなかったのは、核開発競争が行われた第二次世界大戦と東西冷戦が背景にあったからである。その由来と本質において、原子力技術は大量殺戮（広島、長崎への原爆投下）を是とし、いのちを軽視する二十世紀の時代風潮に規定されている。

原子核分裂を発見したオットー・ハーンらの業績（1938年）が物理学上の知見にとどまり、この理論の軍事応用である核開発が行われなかったら、死の灰の生産が不可避である核分裂反応を人類は発電手段として用いたであろうか。核分裂性のウラン235は天然ウラン鉱石中に〇・七％しか含まれていない。核燃料の製造にはウラン235の濃縮が必要であるが、ウラン鉱石の埋蔵量は石油・石炭に比べると貧弱で、濃縮には多大なコスト、労働者の被曝、環境汚染の危険が伴う。また、原子力は石油・石炭に比べると発電効率が悪く、原子炉で発生する熱の大半は海に捨てられている<sup>32)</sup>。政府・電力会社は原子力を安価な発電手段と宣伝してきたが、実は発電コストでも原子力は他のエネルギーに劣る<sup>33)</sup>。電力会社が原子力で利益を上げられる理由は、発電コストの安さではなく、原子力を過剰に保護する国のエネルギー政策にある<sup>34)</sup>。

原発の技術的本性が核開発に由来するゆえに、原発には軍事転用される危険が常にある。国際原子力機関（IAEA）が原発とプルトニウムの監視を怠らないのは、そのためである。原発が核兵器にアクセスできる技術ゆえに、核兵器保有を志向する政治指導者が力をもつ国家では、原発廃止の選択肢はない。むしろ、平和利用を口実に原子力技術を研くことで、政治指導者は核兵器生産の能力を蓄えることができる<sup>35)</sup>。

実際に、戦後日本の政治指導者が核武装の野心を抱いていたこと、原発と「ウラン濃縮工場」・「再処理工場」・「高速増殖炉」の三要素からなる「核燃料サイクル」を核技術・核材料を保持する社会システムと認識してきた

ことは、戦後日本の核政策史の諸研究から明らかになっている。

まず、サンフランシスコ講話条約（1951年）の締結後、吉田茂が再軍備兵器の生産準備のために科学技術庁の新設を指示した際、そこに「原子力兵器を含む科学兵器の研究、原子動力の研究、航空機の研究」の意図が存在したことを、前田正男・衆議院議員が日本学術会議関係者に漏らしたという（1952年）<sup>36)</sup>。

また、1954年に、中曽根康弘を中心とする保守三党の議員グループが、原子炉築造の予算案を衆議院に提出した時、小山倉之助が提案趣旨演説で「現在製造の過程にある原子兵器をも理解し、またはこれを使用する能力を持つことが先決問題」と露骨に語っている。中曽根が前年のアメリカ留学の際に原子力情報を精力的に収集したことについては、関係者の証言がある<sup>37)</sup>。

さらに、茨城県東海村に導入された最初の原発はイギリス製黒鉛炉であるが、これはプルトニウムの生産炉として使用されていた。正力松太郎（初代原子力委員長、科学技術庁長官）がイギリス製黒鉛炉の発電効率の悪さを知りながら、その導入を決めた理由は、プルトニウム獲得にあったとの指摘もなされている<sup>38)</sup>。

このように、原子力事業が始まった当初から、日本の政治指導者は原子力技術を核兵器と結びつけていた。その後に核武装を志向した政治指導者で重要なのは、岸信介と佐藤栄作の兄弟である。

岸信介は、核兵器保有は自衛権を認める憲法に反しないという「核武装合憲論」を打ち出したことで知られる（1957年）。サンフランシスコ講話条約と共に成立した日米安保条約の改正を意図した岸は、在日米軍の撤退後にアメリカの「核の傘」が消えることを想定し、中国・ソ連の核に対抗する自衛手段として核武装を考えていた。後年の回想録で、岸は次のように語っている。

「原子力技術はそれ自体平和利用も兵器としての利用もともに可能である。どちらに用いるかは政策であり国家意思の問題である。日本は国家・国民の意思として原子力を兵器として利用しないことを決めているので、平和利用一本やりであるが、平和利用にせよその技術が進歩するにつれて、兵器としての可能性は自動的に高まってくる。日本は核兵器を持たない

が、潜在的可能性を高めることによって、軍縮や核実験禁止問題などについて、国際の場における発言力を強めることができる。」<sup>39)</sup>

岸のように核武装を意図する政治家にとり、平和利用（原発）と軍事利用（核兵器）は別ものではない<sup>40)</sup>。両者は同一の技術体系に基づくこと、両者を隔てる仕切りは国家意思の変更によって取り外せること、平和目的に限定したとしても原子力技術の進歩は核保有の可能性を高めることを、岸は冷徹に認識していた。

原発を保有する日本は「潜在的核保有国」であり、状況さえ許せば現実の核保有国になるという岸の認識は、弟の佐藤栄作に引き継がれている<sup>41)</sup>。佐藤内閣時代の「非核三原則」の国会決議（1971年）と「核拡散防止条約（NPT）」への加盟（1976年）は、日本の核政策の基本原則となったが、佐藤をはじめとする政治指導層は日本核武装の政策オプションを放棄したわけではない。当時の政治指導者が選択したのは、アメリカの核の傘に入ることで当面の核武装は控えるが、政治状況の変化に備えていつでも核武装できる技術力を保持するという路線であった。

佐藤内閣時代の国家官僚（内閣府、外務省、防衛庁、自衛隊幹部）は、非核三原則の宣言とNPT加盟に先立ち、核武装の技術的可能性と、核武装した場合の国際政治への影響を調査したことが、今日判明している。複数の研究調査のうち、注目すべきは外務省外交政策企画委員会が作成した内部文書「わが国の外交政策大綱」（1969年）である<sup>42)</sup>。その第二部「安全保障に関する施策」の第九項には、次のような文章がある。

「核兵器については、NPTに参加すると否とにかかわらず、当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャル（能力）は常に保持するとともに、これに対する掣肘をうけないよう配慮する。又核兵器の一般についての政策は国際政治・経済的な利害損失の計算に基づくものであるとの趣旨を国民に啓発することとし、将来万一の場合における戦術核持ち込みに際し無用の国内的混乱を避けるように配慮する」<sup>43)</sup>

「核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持する」という文言で、原子力技術と核開発の意図が結び付けられている。ここで原子力の

平和利用の理念は、核開発に向かう国家的意思を国民の目から隠すための煙幕、隠れ蓑と見なされている。

佐藤内閣時代に「動力炉核燃料開発事業団（動燃）」（1967年）と「宇宙開発事業団」（1969年）が設立されたのも、この提言と無関係ではないと考えられる<sup>44)</sup>。動燃が研究開発に取り組んだ高速増殖炉（常陽、もんじゅ）は、高速中性子をウラン238に照射し、一〇〇%に近い高純度の兵器級プルトニウムを生産できる核施設である。宇宙開発事業団が開発する宇宙ロケットは、核弾頭を搭載した誘導ミサイルに転用可能である。これらの研究機関は科学技術の平和利用の理念を掲げてきたが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルを維持しようとする政治指導者の視点からは軍事機関との区別はない。経済的合理性の乏しさと技術的困難のゆえに、諸外国が断念した高速増殖炉の開発に日本政府が執着する理由の一つは、日本の政治指導者に核武装の野心があるからであろう<sup>45)</sup>。

広島、長崎、第五福竜丸で核の悲劇を経験したにも関わらず、戦後日本の政治指導者には「核抑止力」「核兵器の力に依存した国家安全保障」に対する信仰があった。岸信介、佐藤栄作に代表される政治指導者は、核武装合憲論を唱えてアメリカに核の傘を要求しつつ、アメリカの核の傘が効かない状況に備え、原子力技術＝核開発技術を研く道を選んだ。

しかし、彼らの政策判断の結果、原発社会が造られ、日本人は原発事故で新たな核の惨事を自ら手繰り寄せてしまった。政府の公式発表によると、福島第一原発事故では「広島型原爆・約一六八発分」の放射性セシウム137が環境中に放出されたという（2011年8月時点での試算）。事故収束の時期は未だに不明で、汚染水流出による史上最悪の海洋汚染も進行中である。国家安全保障に寄与するはずの原子力技術がその破綻によって自然環境と国民の生命を傷つけ、日本国存続にとって最大の危機要因になるという倒錯した事態がここに生じている。

原発事故から学ぶべき最大の教訓は、「原子力＝核エネルギー」の平和利用という理念の虚偽性である。戦争から生まれた原子力技術はいのちを軽視する技術、人間不在の技術であり、被曝者を生む点で核兵器と変わらない原発は平和と両立しえない。このことを見抜けなかった戦後日本人の平和理解には欠陥があった。敗戦の経験から学び、平和な社会が成立する条件を十分に思想化できないうちに、物質的豊かさを求める戦後の時代風

潮に呑み込まれ、日本人の多数派は原発の電気の無責任な消費者として飼いや慣らされたのである。むしろ、高木仁三郎氏のように事柄の真相を見抜き、原発社会に抵抗した人々は存在した。しかし、彼らのような知識人・運動家は社会的異端者として扱われた。

原発事故の責任は、第一には原発を国策として推進した政府、東京電力、また原発推進に賛同した専門家、マスメディアにある。その責任は厳しく追及されねばならない。もちろん、筆者のような一般の国民にも、原発の電気を使うことでいのちに対する責任を放棄し、原発の差別性を容認してきた責任がある。

東日本大震災から三年が経過した現在、政府が進める原発再稼働に伴う事故経験の風化が危惧される。日本の教会は経験の風化に抵抗し、原発に依存した人間の生き方、社会のあり方を根底から問い直す思想的責任を負っていよう。特に、信徒レベルでの連携を国内外に広げ、公表された宣言の内容を思想的に掘り下げ、祈りと共に脱原発の実践に取り組まなければならない。

## 註

- 1) 本稿は、第 67 回オリエンズ・セミナー「脱原発の倫理 キリスト教の視点から考える」(2013 年 2 月 22 日)、および第 25 回日本カトリック神学会「脱原発の倫理 キリスト教の視点から」(2013 年 9 月 9 日)における口頭発表に基づく。
- 2) カトリック教会は司教団が原発の即時廃止を提言した(「いますぐ原発の廃止を福島第一原発事故という悲劇的な災害を前にして」2011 年 11 月 8 日付、「司教団メッセージ『いますぐ原発の廃止を』についてのコメント」2011 年 11 月 10 日付)。他には、日本キリスト教協議会(「福島第一原子力発電所事故に関する日本キリスト教協議会声明」2011 年 4 月 11 日付)、日本バプテスト連盟(「福島原発震災の今を生きる私たちの声明」2011 年 11 月 11 日付)、原発体制を問うキリスト者ネットワーク(「私たちの基本見解」2011 年 12 月 25 日付)、日本基督教団(「福島第一原子力発電所事故に関する議長声明」2012 年 3 月 27 日、「福島第一原子力発電所事故 三年目を迎えるに際しての議長声明」2013 年 3 月 11 日付)、日本福音ルーテル教会(「一刻も早く原発を止めて、新しい生き方を!」2012 年 5 月 4 日付)、日本聖公会(「原発のない世界を求めて」2012 年 5 月 23 日付)が、ウェブサイト上に声明文を公開した。
- 3) 原子力を利用する人間の倫理を考察した論考として、ローベルト・シュペーマン『原子力時代の奢り』知泉書館、2012 年。邦語論文では、芦名定道「科学技術の神学にむけて 現代キリスト教思想の文脈より」『宗教研究』87 巻 2 輯、2013 年、

- 31-53 頁, 島蘭進「福島原発災害後の宗教界の原発批判—科学・技術を批判する倫理的根拠—」同書, 107-127 頁, 竹内修一「宗教的共生における脱原発の位置づけ」宮本久雄編『宗教的共生と科学』教友社, 2014 年, 115-132 頁, 島蘭進「科学技術の利用の倫理的限界と宗教の視点」同書, 137-162 頁, 原田雅樹「核エネルギー使用についての哲学的・神学的考察」同書, 163-196 頁, などが参考になる。
- 4) ウルリヒ・フィッシャー司教 (バーデン地方, プロテスタント教会監督), アロイス・グリュック氏 (ドイツカトリック中央委員会委員長), ラインハルト・マルクス枢機卿 (ミュンヘン・フライジング大司教区) の三名, マルクス枢機卿は, ドイツの教会が脱原発を支持する理由を日本の教会に説明している。ラインハルト・マルクス「エネルギー新時代への第一歩」『JP 通信』vol. 171, 2011 年 11 月, 2-3 頁, 倫理委員会報告書は邦訳が刊行された。安全なエネルギー供給に関する倫理委員会『ドイツ脱原発倫理委員会報告: 社会共同によるエネルギーシフトの道すじ』大月書店, 2013 年。
  - 5) ドイツの脱原発運動に対する教会の思想的貢献については, 木村護郎クリストフ氏の論考を参照。木村護郎クリストフ「被造物への責任から ドイツの教会は原子力とどのようにむきあってきたのか」新教出版社編集部編『原発とキリスト教』新教出版社, 2011 年, 136-148 頁, 「キリスト教と原発 ドイツの事例から」『地球システム・倫理学会会報』第 7 号, 2012 年, 113-118 頁, 「なぜエネルギー問題が信仰(者)の課題となるのか—チェルノブイリ後のドイツとフクシマ後の日本—」『関東学院大学 キリスト教と文化』第 11 号, 2013 年, 13-19 頁。
  - 6) 三つの視点の重要性については, 1990 年代から原発廃止運動に取り組んでいる内藤新吾氏 (日本福音ルーテル教会牧師) の論考から教えられた。内藤新吾『キリスト者として“原発”をどう考えるか』いのちのことば社, 2012 年。
  - 7) ハンス・ヨナス『責任という原理』東信堂, 2010 年 (原著, 1979 年), 「環境と開発に関する国連会議」における「リオデジャネイロ宣言」1992 年。
  - 8) 本稿の聖書引用はすべて『聖書・新共同訳』による。
  - 9) リン・ホワイト『機械と神』みすず書房, 1999 年 (原著, 1968 年), 「キリスト教は古代の異教やアジアの宗教 (おそらくゾロアスター教は別として) とまったく正反対に, 人と自然の二元論をうちたてただけではなく, 人が自分のために自然を搾取することが神の意志であると主張したのであった」(同書, 88 頁)。
  - 10) 月本昭男『『原初史』にみる人間と自然』旧約聖書翻訳委員会編『聖書を読む 旧約編』岩波書店, 2005 年, 1-25 頁, 大島力「現代の環境教育とキリスト教」青山学院大学総合研究所キリスト教文化研究部編『キリスト教大学の使命と課題』教文館, 2011 年, 153-180 頁, 樋口進「聖書とエコロジー」樋口進 (編著)『聖典と現代社会の諸問題』キリスト新聞社, 2011 年, 66-92 頁。
  - 11) 月本昭男氏は, 本節を「神ヤハウェは人を連れて行き, [彼を] エデンの園に据えた, これに 仕え, これを守る ためである」と訳す (下線強調は筆者)。新共同訳は「これ」を「園」と取るが, 月本訳は「大地」(9 節) と取る。月本昭男訳『創世記』岩波書店, 1997 年, 7 頁。
  - 12) 古代西アジアにおける森林破壊・動物種絶滅については, 月本昭男『『原初史』にみる人間と自然』17 頁, レバノン山地の森林は乱伐で枯渇し (イザ一四 8, 三三 9, ハバ二 17 他), シリア象, 河馬, ライオン, 駝鳥などの大型獣も乱獲で消滅したと



いう。

- 13) 石橋克彦「原発震災を避けるために」『科学』1997年10月号, 720-4頁。
- 14) 吉井英勝議員の国会発言は「衆議院予算委員会第七分科会」(2006年3月1日), 「衆議院内閣委員会会議録」(2006年10月27日), 「巨大地震の発生に伴う安全機能の喪失など原発の危険から国民の安全を守ることに関する質問主意書」(2006年12月13日), 「安倍晋三総理大臣の答弁書」(2006年12月22日), 「衆議院経済産業委員会会議録」(2010年4月9日), 「衆議院経済産業委員会会議録」(2010年5月26日)を参照。
- 15) 2010年5月26日の吉井議員の質問に対して, 寺坂信昭氏(原子力安全・保安院長)は全電源喪失による炉心融解の可能性を認めながら「日本の原子力発電所におきましては, 今申し上げましたような多重防護の考え方に基づいた設計がなされまして, それによって安全性を確保している」と答えた。原子力安全・保安院は, 2003年に原子力発電所に航空機が衝突し深刻な炉心融解のような事故が起こる確率を「一千万年に一回」と算定した。この数値について, 原子力安全・保安院の保安部会委員・部会長(当時)の村上陽一郎氏(科学史・科学技術社会論)は, 「これは, 人類の歴史よりはるかに長い時間中での確率です。これは, 科学技術的に言えば『杞憂』であり, 杞の人が天が落ちてくるのを恐れたのと同じことでしょう」, 「このような事故が起こる確率は計算してみると, 一千万年に一回だ, と言われれば, 私たちは, 相当安全と考えていいんだな, と思いますね」と解説した。村上陽一郎「安心・安全と科学技術」『横浜国立大学・安心・安全の科学研究教育センター年報』第1号, 2004年, 8頁, 同『安全と安心の科学』集英社, 2005年, 128頁。
- 16) 東京新聞「大津波想定せず」2011年3月23日記事。
- 17) 「残余のリスク」とは, どれほど安全対策を施しても除去できない事故リスクを指す。耐震基準を超えた巨大地震, テロ, 航空機墜落等による原子炉破壊などがこれに当たる。政府の公式見解は「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(2006年9月19日, 原子力安全委員会)を参照。そこで「残余のリスク」は「策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより, 施設に重大な損傷事象が発生すること, 施設から大量の放射性物質が放散される事象が発生すること, あるいは, それらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすことのリスク」と定義されている。
- 18) 近藤駿介「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」(2011年3月25日, <http://www.asahi-net.or.jp/~pn8r-fjsk/saiakusinario.pdf>)は, 1号炉から4号炉がすべて冷却不能となって大量の放射性物質が放出された場合, 第一原発から170キロ以遠に強制移転地域が, 250キロ以遠に希望移転地域が生じる危険を認めていた。
- 19) 平朝彦「三〇〇万年間に何千回も起きた超巨大地震」『環』vol. 46, 藤原書店, 2011年, 122-131頁。東京新聞「東北の巨大地震六百年周期」2011年11月25日記事。
- 20) 清水修二『差別としての原子力』リベルタ出版, 2011年, 小出裕章『原発はいらない』幻冬舎, 2011年, 高橋哲哉『犠牲のシステム 福島・沖縄』集英社新書, 2012年。
- 21) 東京新聞「犠牲の灯り 声なき弱者 今も苦闘」2013年1月28日記事。

- 22) 松崎道幸「がんリスクは一〇ミリシーベルトでも有意に増加」『日本の科学者』2013年1月号, 37-43頁.
- 23) 萬井隆令「原発被曝労働の何が問題か」『世界』2012年2月号, 100頁.
- 24) 布施祐仁「事故原発で誰が作業をしているのか」『世界』2011年6月号, 97-106頁, 同「東電は労働者を使い捨てるのか」『世界』2012年2月号, 101-111頁.
- 25) 原子炉立地審査指針(1964年)の第二項は、三つの立地条件を定めている。「原子炉の周辺は、原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること」「原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること」「原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること」の三条件である.
- 26) 田中正造が死の前年の日記(1912年6月17日)に書いたことばである。『田中正造文集(二)』岩波文庫, 2005年, 333頁.
- 27) 原子力基本法(1955年)・第二条「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」
- 28) 「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する衆議院決議」(1971年11月24日)・第一項「政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まざるの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである」
- 29) 核拡散防止条約(Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, 略称NPT, 1968年)は、現代国際社会で核を規制する唯一の多国間条約であるが、核兵器不所持を誓う国には核の平和利用の権利を認めている。反核と原子力推進が結合している点に、NPT体制の特徴がある。戦後日本の反核運動の主流は「NPT至上主義」の立場を取り、反核と反原発を分離してきた。川崎哲「日本の平和運動に未来はあるか」『世界』2011年9月号, 79-90頁.
- 30) 世界最初の原子炉シカゴ・バイル一号でウランが臨界に達したのは1942年。原子炉の開発は、当初から原爆材料プルトニウムの製造を目的とした。
- 31) 高木仁三郎「核と人間 いのちの立場から原発を考える」『高木仁三郎著作集・第六巻』七つ森書館, 2003年, 365-406頁.
- 32) 原子力発電は、海に捨てるしかなかった原子炉の熱で水蒸気を発生させ、発電タービンを回す装置として、最初は潜水艦の動力に使われた(ノーチラス号, 1954年)。
- 33) 大島堅一『原発のコスト』岩波新書, 2011年, 同『原子力はやっぱり割に合わない 国民から見た本当のコスト』東洋経済新報社, 2012年.
- 34) 吉岡斉「原発と日本の未来 原発は温暖化対策の切り札か」岩波書店, 2011年.
- 35) イラン、ヨルダンなど、福島第一原発事故後にも原発を推進する国々において、原発は単なる発電施設ではなく、核兵器製造技術にアクセスする手段と認識されているであろう。川崎哲「核廃絶と脱原発をどうつなぐか」『世界』2012年8月号, 108-117頁.
- 36) 藤田裕幸「日本の原子力政策の軍事的側面」『科学』2011年12月号, 1264頁.
- 37) 藤田裕幸「戦後日本の核政策史」『隠して核武装する日本』影書房, 2007年, 77-8頁, 朝日新聞「原発国家 中曽根康弘編:1」2011年7月17日記事.
- 38) 有馬哲夫『原発と原爆』文春新書, 2012年, 第二章「なぜ、日本最初の原発はイギリス製だったか」, 66-111頁.

- 39) 『岸信介回顧録』廣濟堂出版, 1983年, 395-6頁.
- 40) アイゼンハワー米大統領が提唱した「平和のための原子力」(atoms for peace)の理念そのものに、巨額費用が必要な核技術の民営化という側面があった。平田光司「核の平和利用, 軍事利用」『科学』2011年12月号, 1272-6頁.
- 41) 佐藤は首相就任直後の訪米時(1965年1月), ラスク国務長官との会見の場で、中国が核兵器を持つなら日本も核兵器を持つべきと述べたという(朝日新聞, 2001年9月23日記事)。佐藤の核武装発言は、当時は伏せられた。
- 42) 長年にわたり機密文書扱いであったが、2010年に外務省のウェブサイトで公開された。[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku\\_hokoku/kanrenbunsho.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku_hokoku/kanrenbunsho.html)
- 43) 同文書, 67-8頁
- 44) 動燃は1998年に「核燃料サイクル開発機構」として改組され、2005年10月には日本原子力研究所と統合し「日本原子力研究開発機構」に再編された。宇宙開発事業団は2003年10月に航空宇宙技術研究所・宇宙科学研究所と統合し「宇宙航空研究開発機構」(JAXA)に改組された。
- 45) 近年では、小沢一郎、安倍晋三、福田康夫、中川昭一、麻生太郎、石原慎太郎らの有力政治家が核武装の可能性に言及している。

